

## 自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、保育所、幼稚園等の保育施設等における自然体験活動を支援することにより、子ども達が自然に触れる機会を増やし、鳥取県の特徴の一つである「豊かな自然」を活かした子育て環境の充実を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度実施要綱（平成29年3月31日付第201600199109号鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長通知。以下「実施要綱」という。）第4条第2項により認証された園（以下「認証園」という。）の事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、保護者が負担すべき経費及びその他の収入を除き、認証園が行う実施要綱第2条第1項第1号に規定する自然体験活動（以下「対象事業」という。）に係る補助対象経費（別表の第1欄に掲げる経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ）の額と第2欄に定める限度額を比較して少ない方の額（以下「補助基準額」という。）に、補助率（同表の第3欄に定める率をいう。以下同じ）を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部長（以下「部長」という。）が別に通知する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号の1、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲

げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第5号に定める	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する対象事業以外のすべての対象事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 市町村が行う対象事業に係る補助金の額の増額
- (2) 間接補助金の増額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る補助金の額の増額
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第1号の2及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月22日から施行し、平成26年9月1日から実施する補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行し、平成27年4月1日から実施する対象事業から適用する。ただし、第11条第4項の規定については、平成26年度までに交付決定した事業についても適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月20日から施行し、平成29年4月1日から実施する対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年4月1日から実施する対象事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 対象経費	2 限度額	3 補助率
<p>報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、手数料、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に該当するもの） ただし、これらの経費のうち、保護者が負担すべき経費及びその他の収入を除く。</p>	<p>1施設あたり200千円</p>	<p>1 / 3</p>